

第9回独立行政法人農林漁業信用基金契約監視委員会審議概要

1. 日時 平成29年4月25日（火）14:00～16:00

2. 場所 独立行政法人農林漁業信用基金 第一会議室

3. 議題

- (1) 平成28年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検について
- (2) 平成29年度調達等合理化計画（案）について

4. 出席委員（◎印は委員長）

- ◎伊藤 佳江（伊藤佳江税理士事務所税理士）
- 武井 洋一（成和明哲法律事務所弁護士）
- 辻村 茂樹（東陽監査法人公認会計士）
- 竹渕 晶代（独立行政法人農林漁業信用基金監事）
- 富田 雅之（独立行政法人農林漁業信用基金監事）

5. 審議概要

- (1) 平成28年度調達等合理化計画の自己評価（案）の点検について

- ① 平成28年度調達等合理化計画に係る取組状況について

○資料に基づき、事務局から平成28年度調達等合理化計画に係る平成28年度取組状況（調達の現状と要因分析、一者応札・応募の改善の取組、契約審査会に付議した随意契約の概要）について、総括的に説明。

○また、資料に基づき、平成28年度契約の個々の案件（10件）に関して、一者応札・応募の改善の取組状況について説明し、そのうち一者応札・応募となった5件及び契約審査会に付議した随意契約1件については、参加要件・業務準備期間・入札不参加の原因究明等の項目に係る課題・今後の改善対応等について、委員の点検を受けた。

- ② 平成28年度調達等合理化計画の自己評価（案）について

○資料に基づき、事務局から①の取組状況を元に作成した自己評価（案）について内容説明を行い、委員による確認が行われ、了承された。

意見・質問	回答
<p>①情報システムの1者応札・応募の改善策として「公告期間の更なる長期化を図る」としているが、直接的な改善になっていないのではないかと。難しい問題ではあるが、外部有識者の方（例えば、CIO（情報化統括責任者）補佐官）を入れる等の検討をしてほしい。</p> <p>②情報システムの1者応札・応募の改善策として「公告期間の長期化」としているが、契約締結日が平成29年3月となっている案件もあり、年度中で必要なシステム修正は事前に想定されていると思うので、もっと早期から準備して公告期間をとる等の対応はできなかったのか。</p> <p>③ワーク・ライフ・バランスによる女性活躍推進に取り組む企業を高く評価したとしても、予定価格が低いとその企業が入れないということはないか。</p>	<p>→「CIO補佐官」については、現在契約をしていないが、仕様書の作成に対する支援を受ける等改善策として必要であるので前向きに検討する。</p> <p>また、公告期間中に入札参加希望者が来たら、仕様書等をすぐに閲覧できるような体制を整えておく。</p> <p>→前回の契約期限が年度末ということもあり、今回も年度末になってしまったが、改修業務については、早い時期から準備して、公告期間を長くとれば、タイミングがずれたことにより別の事業者が参入しやすかった可能性があったかと思う。</p> <p>→ワーク・ライフ・バランスを推進する企業に対する技術評価の評価点の配分比率は小さいので、このことのみをもって当該企業に決まる可能性は少ないと思う。また、総合評価方式では、価格点よりも技術点が優先されることから、予定価格により大きく変わるということもないと思われる。</p>

意見・質問	回答
<p>④情報システムについての著作権は、信用基金にあるのか。</p> <p>⑤競争参加資格審査について、具体的に資格審査はどのようなことをやっているのか。入札があった時に資格審査を行うのか。</p> <p>⑥契約審査会の委員に外部有識者を入れるべきではないか。</p> <p>⑦監査契約は複数年度契約（3年）であるが、民間で監査契約をする場合は、前年の監査実績を元に、今年の見積もりを出している。信用基金の場合、3年とも契約額が同じだが、監査実績を見て変える必要がなかったのか。毎年度の金額が変動する可能性はないのか。</p>	<p>→林業の情報系システムについては、その開発先が独自の技術により計量化モデルを作成しているので、著作権を譲ってもらえないが、他のシステムについては、著作権が信用基金に帰属することを前提としているので、開発作業完了後、著作権は信用基金に帰属する。</p> <p>→資格審査については、各省庁で行っているように、要領を定めて実施している。一般的に入札参加者は、各省庁に申請して参加資格を持っており、信用基金では入札公告において、参加資格がA～Dであれば入札参加できるとしている。なお審査にあたっては、競争参加者資格審査委員会を開催している。</p> <p>→他の独法の状況や、信用基金の随意契約の内容・件数等を踏まえ、外部有識者については委員に入れていない。</p> <p>→複数年度契約により3年度分の契約額を決めているが、これまでの監査実績を見て毎年度の契約額を変える必要はないと判断した。</p>

(2) 平成29年度調達等合理化計画（案）について

○資料に基づき、事務局から平成29年度調達等合理化計画（案）（平成28年度の調達の現状と要因分析、重点的に取り組む分野（一者応札・応募の改善の取組等）、調達に関するガバナンスの徹底、推進体制等）について内容説明を行い、委員により了承された。

意見・質問	回答
29年度計画（案）の「3（5）調達に関する事務処理マニュアル等の整備・周知」についてであるが、調達に関する事務処理のレベルアップを図るために29年3月に制定したのであれば、28年度実績として整理するのではないか。	→マニュアルの制定は29年3月末であり、また実務において運用してみないとわからない部分もあったため、28年度実績とせずに29年度に整備・周知するとした。